

新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実施要領
(平成22年1月28日改正)

第1 趣旨

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を活用することにより、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業（以下「基金事業」という。）を実施し、これらの者の生活の安定を図ることとする。

第2 基金事業の内容

基金事業は、市町村等が失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成のため、民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、その他の法人又は法人以外の団体等に対する委託により行う事業（以下「委託事業」という。）及び市町村等が自ら実施する事業（以下「直接実施事業」という。）で、次のいずれかの事業とする。

なお、市町村等の事業には、事業に係る周知及び広報並びに事業の運営に要する経費を含むものとする。

- 1 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であって、重点分野（介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用の分野をいう。以下同じ。）以外のもの（以下「緊急雇用事業」という。）
- 2 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であって、重点分野に係るもの（以下「重点分野雇用創出事業」という。）
- 3 失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業（以下「地域人材育成事業」という。）

第3 基金事業の事業計画

市町村等は、事業の開始前に新潟県緊急雇用事業計画書（別紙様式）、新潟県重点分野雇用創出事業計画書（別紙様式）又は新潟県地域人材育成事業計画書（別紙様式）を作成し、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

ただし、平成20年度事業については、この限りではない。

第4 基金事業の終了等

基金事業は、平成23年度末をもって終了とする。

第5 委託事業

1 委託事業

(1) 対象となる委託事業

① 緊急雇用事業及び重点分野雇用創出事業

ア 市町村等が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

ただし、重点分野雇用創出事業については、重点分野に該当する事業であること。

イ 建設・土木事業でないこと。

ウ 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。

エ 地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業であること。

② 地域人材育成事業

ア 市町村等が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

イ 重点分野又は県が成長分野として別に定めた4分野に該当する事業であること。

ウ 建設・土木事業でないこと。

エ 離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業業者等の失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

オ 事業実施主体は、新たに雇用した失業者に対し、職場での実務経験を積むOJTや職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTなどの方法の組み合わせによる人材育成計画を策定し、これに基づき人材育成を行うものであること。

(2) 新規雇用する労働者

① 労働者の募集

新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

② 労働者の雇用・就業期間

ア 緊急雇用事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は6か月以内とし、1回に限り更新を可能とすること。

イ 重点分野雇用創出事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とす

ること。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

ウ 地域人材育成事業

新規雇用する労働者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、介護福祉士の資格取得を目指すことを目的とする事業については、1回に限り更新を可能とすること。

また、新規雇用する労働者の雇用期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

③ 失業者であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。

なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によることとする。

2 事業委託の対象者

事業委託の対象者は、民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものとする。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

3 委託契約等

市町村等における委託事業に係る委託契約の際には、各市町村等の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるものとし、各市町村等の財務規則等に基づき、契約するものとする。

また、基金事業について請負契約を締結し、請負先を一般競争入札又は指名競争入札により決定する場合は、低入札価格制度、最低制限価格制度を適宜利用するものとする。

なお、委託契約等には、当該市町村等において規定する事項の他、次の事項を含めなければならないものとする。

- (1) 委託事業の予定期間及び終了予定期日
- (2) 予定される事業費及び人件費
- (3) 事業に従事する予定の全労働者数及びそのうち新規雇用する予定の失業者の数
- (4) 事業で新規雇用する予定の労働者の雇用・就業期間
- (5) 事業で新規雇用する予定の労働者の募集方法

- (6) 受託者は、労働者を新規雇用する際に、本人が失業者であるか否かの確認を行うものであること。
- (7) 委託者は、受託者が事業の実施に当たり1に反した場合には、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。
- (8) 事業が終了した場合、受託者は前記(1)から(6)までの事項を内容を含む実績報告を作成し、委託者に提出しなければならないこと。
- (9) (8)により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、委託者は受託者に対し、返還を命じなければならないこと。

4 各種助成金との併給調整

委託事業を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国の各種助成金（国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

なお、県が実施する委託事業等においても同様とする。

第6 直接実施事業

直接実施事業は、前記第5の1の(1)に該当する事業（地域社会雇用分野の事業を除く。）であり、かつ、第5の1の(2)の要件を満たすものであること。

第7 事業計画全体としての要件等

- 1 第3に規定する緊急雇用事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）、重点分野雇用創出事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）及び地域人材育成事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）に盛り込まれた第5、第6の規定により実施する事業が、年度ごとのそれぞれの当該事業計画全体として、次の要件に該当するものであることとする。

なお、当該要件は、市町村等が作成する年度ごとのそれぞれの事業計画全体として判断されるものであり、個々の事業については、本事業の趣旨を踏まえ、効果的な運用に努める必要がある。

(1) 緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業

- ① 事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であること。
- ② 事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

(2) 地域人材育成事業（介護分野の事業を除く。）

上記(1)に加えて、次の要件を満たすものであること。

- ① 新規雇用する失業者の人件費以外の事業費のうち、研修に係る費用の割合を5分の3以上とすることを基本とする。

- 2 事業計画の策定や事業の実施に際しては、離職した非正規労働者や中高年齢者、

未就職卒業者、障害者、日系人その他就職が困難な者等特に各地域において支援が必要となる者の状況も踏まえ、こうした者に対し、雇用・就業機会が提供されるよう配慮すること。

また、特定の失業者のみを対象者とした事業や教員等公務員の退職者対策のための事業とならないようにすること。

なお、新規雇用する労働者に関しては、第5、第6の規定により実施する複数の事業に同一の者が重ねて就く場合は、通算した雇用・就業期間が1年以内となるよう留意すること。

第8 その他

- 1 平成21年10月23日から平成23年3月31日までの間に限り、業務量の急激な増加等臨時職員の雇用が新たに必要な事情が生じた場合は、当該臨時職員の雇用についても基金を活用できるものとする。
- 2 この要領に定める事項について、必要が生じた場合に必要な変更を施すものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、基金事業に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成22年1月28日から適用し、同日前に策定された事業計画については、なお従前の例による。
- 2 平成22年3月31日までに提出された事業計画書に限り、「緊急雇用創出事業」とあるのは、「緊急雇用事業」と読み替えるものとする。